

監督署の窓



災害調査



監督署の重要な業務に災害調査があります。この災害調査は死亡災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、その災害原因を究明し、再発防止対策を確立するために実施するものです。そのため、労働災害発生直後、速やかに実施する必要があります。

頼して死亡災害等の重篤な労働災害を把握した場合には、相互に通報を行う等の連携を図っているところです。

せていますが、相手も忙しいのにいつも丁寧な対応をしてくれます。情報を探してから段階を昇降などを指示し、その後、監督署の緊急連絡体制を使用して災害調査要員を確保し、職員に休日出勤を命じることになります。

また、官用車は地下1階にあるため、移動は、すべて階段を使用することになります。災害調査用具（カメラ、画板等）を抱えながら階段を昇降するのは、普段の運動不足の私にはかなり大変です。

さて、平成26年は死亡災害等の重篤な災害が多く発生したことから、平成26年9月に死亡災害緊急事態宣言を発令し、死亡災害の防止対策を各種

認すると着信番号末尾の表示が「0119」となっていますので、消防機関からの連絡があつたと気付く場合があります。

至急折り返し電話して災害発生地、被災者氏名、容体、連絡先等を色々確認さ

ル」を送信しますので、災害調査要員の確保が速やかにできるようになります。

名古屋北労働基準監督署はご存じのとおり、名古屋合同庁舎第3号館の8階に入居していますので、開庁日はエレベーターも使用できますが、閉

庭等にはすべてのエレベーターが停止しているため、8階まで階段を使用して上がることになります。

平成26年の死亡災害事件のうち、閉庁日に災害調査を実施した件数は3件ありました。

名古屋北監督署では現在でも死亡災害緊急事態宣言中であり、各種団体や講習会等のあらゆる機会を利用して、労働災害防止の取組を要請しているところです。

本原稿が掲載される3月中には死亡災害緊急事態宣言を解除できればと思います。各事業場におかれましては、一層の労働災害防止に取り組んで頂きますようお願い申し上げます。